

1 2 / 2 3 (金) の行事

はじめよう、つづけよう。

「新北海道スタイル」



～新型コロナウイルスに強い北海道をつくる～ 新北海道スタイル

報道発表資料の配付日時 1 2 月 2 3 日 (金) 2 2 時 0 0 分

発 表 項 目 (行 事 名)	令和 4 年 12 月 22 日からの大雪による災害にかかる災害救助法の適用について
概 要	<p>1 災害の概要 令和 4 年 12 月 22 日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じていることから、北海道は 2 市 8 町に災害救助法の適用を決定した。</p> <p>2 災害救助法適用市町村 北見市、紋別市、枝幸郡枝幸町、網走郡美幌町、斜里郡斜里町、斜里郡清里町、紋別郡遠軽町、紋別郡湧別町、紋別郡興部町、紋別郡雄武町</p> <p>3 法適用日 令和 4 年 12 月 23 日</p> <p>4 被害の状況等 令和 4 年 12 月 22 日からの大雪による災害により、多数の者が生命又は身体に危害を受け、又は受けるおそれが生じており、継続的に救助を必要としている。</p> <p>5 今までにとられた措置 避難所の設置等</p> <p>6 備考 災害救助法施行令第 1 条第 1 項第 4 号適用</p>
参 考	○災害救助法適用の効果 各市町村が実施する救助法に基づく応急救助（避難所の設置、食品の給与、住宅の応急修理、被災世帯への生活必需品の給与、死体捜索等）に要する費用について、国と道が負担する。

報 道 (取 材) に 当 た っ て の お 願 い	
他 の ク ラ ブ と の 関 係	同 時 配 付 (場 所) 同 時 レ ク

担 当 (連 絡 先)	総務部 危機対策局 危機対策課 課長補佐 三田地 俊明 TEL ダイヤルイン 0 1 1 - 2 0 4 - 5 0 1 4 内線 2 2 - 5 5 6
------------------	---